

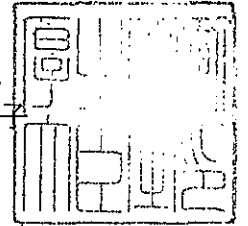
厚生労働省発能1027第1号

平成23年10月27日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる訓練実施機関が、同一の事由により又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の給付金の支給を受けた場合には、認定職業訓練実施奨励金は支給しないこととする。

第二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）
（附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、平成二十五年三月三十一日まで延長すること。

第三 平成二十五年三月三十一日までに、岩手県、宮城県又は福島県（以下「特定県」という。）に所在する施設において開始された認定職業訓練（以下「特定被災地認定職業訓練」という。）を行った者（特定被災地認定職業訓練でない認定職業訓練の実績が第二条第一号ロ（1）又は（3）のいずれかに該当しない者を除く。）に関しては、施行規則第二条第一号ロの適用については、同号ロ（1）において一単位の特定被災地認定職業訓練を〇・五単位として算定するとともに、厚生労働大臣は、当該者が過去に当該特定県において同号ロ（1）又は（3）に該当しなかった場合は、当該同一の特定県で同一分野の申請職業訓練（同号イに規定す

る「申請職業訓練」をいう。以下同じ。）を認定しないこととし、当該者が過去に特定県以外の都道府県において同号ロ(1)又は(3)に該当しなかった場合は、全ての都道府県で同一分野の申請職業訓練を認定しないこととする。

第四 この省令は、公布の日から施行すること。

求職者支援訓練の認定基準に関する被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での特例（案）

- 1 震災特例重機訓練の開始期間を、「平成23年度末まで」から「平成24年度末まで」に延長すること。
- 2 平成24年度末までに開始する求職者支援訓練について、いわゆるイエローカード基準とレッドカード基準の特例措置を講ずること。

認定職業訓練（求職者支援訓練）	被災3県での特例（案）
<p>【これまで実施した訓練の実績】</p> <p>○ 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>でないこと。 (2コース以上が該当した場合、<u>全国</u>で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。)</p> <p>○ 求職者支援訓練の就職率が、そのコース区分ごとに次に定める割合を下回った場合に、改善計画を提出したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>○ 過去に同分野に係る求職者支援訓練を行った場合に、当該求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース：30%未満 ・ 実践コース：35%未満 <p>でないこと。 (該当した場合、<u>全国</u>で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。)</p>	<p><u>次の①及び②の措置を講ずる。</u></p> <p>① 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>0.5コースと取り扱う</u>（例えば3コースが該当した場合1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。）。</p> <p>② 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p> <p style="text-align: center;">特例なし</p> <p>被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p>

平成25年3月31日

<特例措置なしの場合>

A (3か月) ×
1.0

改計 (3か月) ×
2.0
→全国で当該分野不認定

<特例措置①>

B (3か月) ×
0.5

改計 (3か月) ×
1.0

改計 (3か月) ×
1.5

改計 (3か月) ×
2.0
→**全国で**当該分野不認定

C (3か月) ×
0.5

改計 (3か月) ×
1.0

改計 (3か月) ×
1.5

改計 (3か月) ×
2.5
→**全国で**当該分野不認定

D (3か月) ×
0.5

改計 (3か月) ×
1.5

改計 (3か月) ×
2.5
→全国で当該分野不認定

E

 (3か月) ×
1.0

改計 (3か月) ×
2.0
→全国で当該分野不認定

<特例措置②>

上記の専案について、囲み部分**全国で**を**当該該当した県で**に置き換える。

※ 累計2.0以上となった場合に、当該該当した県のみ当該分野を以後不認定とする。

※ 特例措置の対象とならない訓練コースのみで2.0以上となった場合は、原則どおり、全国で当該分野を以後不認定とする(D、E)。

※ 上記の措置は、被災3県それぞれ独立して発動要件を判定し、効果が生ずる(例えば、宮城県で発動要件に抵触すると宮城県のみ不認定となる。)